

毎週火、金曜日発行(1日に出る)
昭和四年四月十五日第1号郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 道路区域の変更

県道の路線の変更
道路区域の決定
道路の供用の開始

告示
未

鳥取県告示第三百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項、同法第二十七条第一項及び道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第三十九条の規定に基づき、建設省中国地方建設局長が次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、この告示の日から一月間鳥取県土木部道路課及び建設省中国地方建設局鳥取工事事務所において一般の縦覧に供する。

昭和三十八年五月十日

鳥取県知事 石 破 二・朗

道路の種類	路線名	区	間	変更前後別	記号	敷地の巾	延長	備考
		鳥取県鳥取市伏野字砂浜二、二五六の七〇	から	変更前	A	五・〇	一・〇〇	号は関係図面に表示する敷地の区分をいふ。
		鳥取県鳥取市白兎字小円道六九五の二	から	変更前	A及びB	五・三及び一五・五	〇・六八〇	
		字小円道二、二五四の一	まで	変更後	B	七・五	〇・九八四	
		字狹突九二の一	まで	変更後	B	七・五	〇・九八四	

昭和三十八年五月十日

鳥取県知事 石

破

二

朗

路線名	供用開始の区間	供用開始の期間
県道 郡家河原線	八頭郡郡家町大字郡家字茅林字神馬	昭和三十八年五月十日
鳥取国府線	鳥取市吉方町	
谷郡家線	八頭郡郡家町門尾	
赤碕溝口線	西伯郡中山町豊河内	
川上青谷停車場線	東伯郡東郷町大字川上字平七谷 気高郡青谷町青谷字東湯田	

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
定価 一部月極二五〇円(送料別)